

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に定める書面)

2023年7月3日

堀田丸正株式会社

2023年7月3日

新設分割に係る事後開示事項

東京都中央区日本橋室町4丁目1番11号
堀田丸正株式会社
代表取締役 平岩 誠

当社は、2023年6月9日付新設分割計画に基づき、2023年6月30日を効力発生日として、当社のギフト事業に関して有する権利義務を新たに設立する株式会社ソフラン(以下「新設会社」といいます。)に承継させる新設分割(以下「本件新設分割」といいます。)を行いました。

本件新設分割に関する会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に定める事後開示書類は、次のとおりです。

記

1. 本件新設分割が効力を生じた日
2023年6月30日
2. 分割会社における法定手続きの経過
 - (1) 新設分割の差止請求
本件新設分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続
本件新設分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割であるため、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続
該当事項はありません。
 - (4) 債権者保護手続
本件新設分割において、承継の対象となる債務はなく、会社法第810条第1項第2号に定める債権者は存しないため、同条に定める債権者異議手続は実施しておりません。
3. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
新設会社は、分割会社より、ギフト事業に関する権利義務を承継しました。
以上の結果、新設会社が承継した資産の額は29,554,624円、負債の額は0円となっております。
4. その他本件新設分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上